# 岩手県告示第499号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。)により、指定介護機関の指定に係る事業者の主たる事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和6年10月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

### 1 認知症対応型通所介護

居宅介護事業者			居宅介護事業所			
名 称	主たる事務所の所在地		Þ	称	所在地	変更年月日
	変更前	変更後	名	孙	別任地	
株式会社サン	宮城県仙台市宮城野区	青森県八戸市大字河原	グループ	゚ホームに	二戸郡一戸町一戸	令和6年6月1
メディックス	榴岡二丁目4番19号	木字八太郎山10番地624	こトピア	一戸	字向町56番地1	日

## 2 認知症対応型共同生活介護

居宅介護事業者			居宅介護事業所			
名 称	主たる事務所の所在地		Þ	称	所在地	変更年月日
石 你	変更前	変更後	名	孙	別任地	
株式会社サン	宮城県仙台市宮城野区	青森県八戸市大字河原	グループ	゚ホームに	二戸郡一戸町一戸	令和6年6月1
メディックス	榴岡二丁目4番19号	木字八太郎山10番地624	こトピア	一戸	字向町56番地1	目

#### 3 介護予防認知症対応型通所介護

介護予防事業者			介護予		
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	変更年月日
	変更前	変更後	名称	別社地	
株式会社サン	宮城県仙台市宮城野区	青森県八戸市大字河原	グループホームに	二戸郡一戸町一戸	令和6年6月1
メディックス	榴岡二丁目4番19号	木字八太郎山10番地624	こトピア一戸	字向町56番地1	日

## 4 介護予防認知症対応型共同生活介護

介護予防事業者			介護予防事業所			
名 称	主たる事務所の所在地		kt	#hr	所在地	変更年月日
	変更前	変更後	名	称	別任地	
株式会社サン	宮城県仙台市宮城野区	青森県八戸市大字河原	グループ	°ホームに	二戸郡一戸町一戸	令和6年6月1
メディックス	榴岡二丁目4番19号	木字八太郎山10番地624	こトピア	一戸	字向町56番地1	日